

パソコンのリユースとリサイクルの健全な普及拡大を目指す「国内利用および海外輸出時におけるパソコンのリユース・リサイクル仕分け基準のガイドライン」の策定及びパソコンからの資源回収促進を目指す中古情報機器再資源化事業者への認定制度開始について

一般社団法人 中古情報機器協会 (RITEA)

我が国ではパソコン等を中心に情報機器が大量に製造・販売されている一方、買換えユーザーが増加しており、使用済パソコンが数多く発生しております。使用済パソコンの取扱いについては、従来から「廃棄物」としての処理を行うプロセスが存在しておりますが、装置としての再利用、所謂、「リユース」の市場が急速に拡大しています（当協会会員取扱いの平成 19 年度中古パソコン「リユース」販売台数は 1, 589 千台（前年度比 130%））。また、パソコンには多くの貴金属が使用されていることから、今後は、使用済パソコンからの資源の回収、所謂、「リサイクル」の役割も一層重要になると考えております。

パソコンのリユースやリサイクルの拡大は、3R 推進の観点から見ても望ましいと考えますが、リユース・リサイクル分野への参入事業者の拡大や購入ユーザーの多様化により、本来リサイクルとすべきものがリユースとして販売されていたり、また、その逆の現象も起きている等の課題が生じています。

また、実際にはリユースには適さない日本製の使用済パソコンがリユース名目で海外輸出され、現地において部材・資源回収後不適正処理される等が発生しており、e-waste（電気電子機器廃棄物）等の観点から問題となっています。

適切な中古情報機器、特に、その中でも特に流通台数が多い中古パソコンの国内および海外での有効利用は、製品の長寿命化や資源の有効活用にもなりますが、一定のルールも必要と考えます。

当協会は、我が国の中古情報機器に関係する唯一の全国規模事業者団体として、今回、「国内利用および海外輸出時におけるパソコンのリユース・リサイクル仕分け基準のガイドライン」を策定致しました。

一般に中古情報機器取扱（リユース）事業者の使用済パソコンの買取基準は、装置の動作状況や外観形状にもよりますが、「製造年式」やパソコンに搭載されている「CPUプロセッサのクロック数」から判断することが多くなっています。

しかし、パソコンに搭載されるCPUプロセッサの性能向上は激しく、年数回発表されるパソコン新製品では、ほぼ毎回CPUプロセッサのクロック高速化が図られており、リユースとリサイクルの仕分けの指標としてCPUプロセッサの特定のクロック数を定めても数年以内に陳腐化する可能性が高い為、本ガイドラインでは、「製造年式」を指標にしております。

今回のパソコンの「リユース」と「リサイクル」仕分けの主なポイントは、以下になっています。

①国内利用における「リユース」と「リサイクル」の仕分けは、新製品製造後10年以内の装置全体動作中古パソコンおよび部品取り用中古パソコン（パソコン用中古ディスプレイ装置を含む）は「リユース」可能とし、新製品製造後10年を越える中古パソコンは「リサイクル」することとする。

②海外輸出では、輸出された我が国の使用済パソコンが現地において部材・資源回収後に不適正処理されている現実も存在していることから、海外輸出可能な中古パソコンは、「リユース」を前提に、新製品製造後10年以内の装置全体動作品のみとする。

（但し、輸入国側で輸入許可条件として新製品製造後年数を規定している場合は、その定めに従うこと）

装置全体として動作しない部品取り用中古パソコン（新製品製造年式に依存しない）や新製品製造後10年を越えた中古パソコンの輸出は認めず、海外からニーズがある場合は、「部品」での輸出を勧める。

③但し、国内では、新製品製造後10年を越えているにも係らず、業務・趣味用の貴重パソコン、所謂「ビンテージパソコン」市場が存在することから、当協会に登録されている「ビンテージパソコン」製品モデルの装置全体動作中古パソコンおよび部品取り用中古パソコンは「リユース」可能とする。

④なお、上記①②③で記載している「リサイクル」とは、国内での再資源化とする。

このようなパソコンのリユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインは、国内初の策定であります。

我が国は、ハイテク産業が盛んな世界でも有数の貴金属・希少金属等の消費国であり、現状ではその多くの量を海外からの輸入に頼っておりますが、将来的には世界レベルでも経済的に採掘が成立する埋蔵量をほぼ使いきることが予想される為、今後は、使用済パソコンからの国内における資源回収が重要になると考えます。

使用済パソコンからの資源再利用については、資源有効利用促進法で、事業者向けパソコンは平成13年4月以降、家庭・個人向けパソコンでは平成15年10月以降、パソコンメーカーへの使用済パソコンの回収が定められていますが、事業者向けパソコンの回収・リサイクルについては、産業廃棄物処理業者による廃棄物としての処理も行われている他、事業者ユーザーから売却を受けた再資源化事業者が部品・部材レベルまで分別し、部品は再利用として部品市場に売却し、部材は再資源化用として製錬事業者に売却するルートも構築されつつあります。但し、再資源化事業者がどのような体制で適正な業務を行っているかは明確ではない為、当協会（RITEA）では、パソコン等の情報機器の再資源化の為に適切な対応をしている事業者に対して認定資格を付与する「RITEA認定情報機器再資源化事業者制度」を今月から開始致します。

この事業者制度には、国内への資源の回収となるリサイクルチェーンに貢献する再資源化事業者を対象とした「RITEA認定情報機器再資源化事業者」資格と国内での資源回収に貢献を行う使用済パソコン装置提供事業者を対象とする「RITEA認定情報機器資源リサイクル推進協力事業者」資格があります。この制度の実施により、今後の貴金属等の資源が国際レベルにおいて枯渇する可能性を考慮した国内での資源再利用の拡大、また、回収・リサイクル処理された使用済パソコン台数や資源再利用率実績の管理把握を行うことができ、我が国におけるパソコンリサイクル活動の更なる発展に貢献できると考えております。

当協会は、パソコン等の情報機器のリユース、また、その延長としてのリサイクルの両方の認知度向上および普及活動を行い、今後も既存の関係業界団体とも連携して、我が国の情報機器市場の発展、使用済情報機器の再利用および資源回収に寄与していきます。

また、中古情報機器の活用が情報機器の長寿命化につながることや製品化の製造工程が省略できることの特徴を活かした廃棄物発生抑制やCO₂排出削減、再資源化推進による天然資源の消費抑制により、環境・循環型社会への貢献を目指します。

- 添付資料 1 中古パソコンの国内利用および海外輸出の為のパソコンのリユース・リサイクル仕分けの考え方【概要】
- 添付資料 2 「国内利用および海外輸出時におけるパソコンのリユース・リサイクル仕分け基準」に関するガイドライン
- 添付資料 3 R I T E A 認定情報機器再資源化事業者制度について

- 本件に関するお問合せ窓口：一般社団法人 中古情報機器協会
住所 〒105-0011
東京都港区芝公園 1-3-5 ジー・イー・ジャパンビル 2F
電話番号 03-5777-6603（平日 9:30 ～ 18:00）
担当 小澤
- Webサイト URL: <http://www.ritea.or.jp>

以上

- ※ 「一般社団法人 中古情報機器協会」(RITEA) の英語名称：
「Refurbished (Reuse) Information Technology Equipment Association」
- ※※ 「中古情報機器協会」および「R I T E A」は、「一般社団法人 中古情報機器協会」の登録商標です。